

甲府市立北西中学校学校運営協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、甲府市教育委員会規則第2号、甲府市学校運営協議会規則（以下「規則」という）第3条に則り、甲府市立北西中学校（以下「北西中学校」という）に設置する学校運営協議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 北西中学校に設置する協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に基づく学校運営協議会で、名称は甲府市立北西中学校学校運営協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、甲府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、学校運営に対する支援・協力を推進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(所掌事項)

第4条 協議会は次に掲げる事項について執り行う。

- (1) 学校運営の基本方針についての承認
- (2) 学校運営に関して教育委員会または学校長に意見を述べる
- (3) 学校運営に関する評価
- (4) 住民参画の促進及び情報提供

(委員)

第5条 協議会の委員は20名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 校区内各小学校地域代表1名（計3名）
- (2) 北西中学校PTA会長及びPTA2年副会長
- (3) 北西中学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学校長
- (5) 北西中学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 全各号に掲げる者のほかに学校長が必要と認める者

2 校長は、委員を推薦することができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長、副会長及び専門員)

第7条 協議会に、会長、副会長及び専門員を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。ただし、学校長及び教職員は、会長及び副会長になることができない。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 専門員は、第5条第1項に掲げる者とし、協議会の運営に伴い必要となる専門的事項について、調査及び研究を行うものとする。

(会議)

第8条 協議会は原則として年3回開催する。会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第4条2項の規定による意見の申出は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。

4 協議会の議決事項について個人的に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しないものとする。

5 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の教職員等の会議への出席を求めることができる。

(運営等)

第9条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則に反しない範囲において、運営に関する事項を定めることができる。

(協議会の庶務)

第10条 協議会の庶務は、北西中学校において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

2 その他、協議会に関する事項については、甲府市立学校運営協議会規則を準用する。

附則 この規則は令和4年4月1日から施行する。